

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 220 号（諮問第 244 号）

件名：私に対して発出した文書の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和 5 年 1 月 12 日

### 2 原処分

令和 5 年 2 月 2 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

### 3 審査請求

令和 5 年 2 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 4 月 6 日

### 5 答申

令和 6 年 2 月 28 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書及び補正の求めに対する回答書の内容を基本として、審査請求書及び弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、平成 29 年に作成された審査請求人宛ての苦情処理結果通知書に関する決裁文書（請求日現在、A 警察署で保管するもの）及び A 警察署が審査請求人に対して発出した「文書で回答済み」の文書であって、どちらも愛知県情報公開条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく開示請求に関する文書を除くものと解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、平成 29 年に作成された審査請求人宛ての苦情処理結果通知書に関する決裁文書であって A 警察署で保管していたものについては、3 年の保管期間が満了して既に廃棄されているとのことである。

次に、当審議会において事務局を通じて処分庁に確認したところ、A 警察署が審査請求人に対して発出した「文書で回答済み」の文書については、補正の求めに対する回答書に記載された審査請求人と警察職員 B との会話において、警察職員 B は、審査請求人から愛知県公安委員会宛てに道路標識が敷地内に侵入している等の苦情がなされた件について「文書で回答済み」との発言をしたものであり、当該文書については、苦情を受け付けた愛知県公安委員会が審査請求人に結果を通知した文書であることから、A 警察署が審査請求人に対して発出した文書には該当せず、A 警察署において作成又は取得することはなかったとのことである。

これらの処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、ほかに本件請求対象保有個人情報を A 警察署において保有していると認めるに足る事情もうかがわれない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

A 警察署が私に対して発出した文書。ただし、情報公開分を除く。

平成 29 年に作成された審査請求人宛ての苦情処理結果通知書に関する決裁文書（請求日現在、愛知県 A 警察署で保管するもの）

令和 4 年 12 月 20 日及び令和 5 年 1 月 12 日、A 警察署における警察職員 B と審査請求人との会話

審査請求人：A 警察署がした不適切なことはどのようなことであったのか

警察職員 B：お答えできません。悪かったかどうかもお答えできません。

審査請求人：なぜ答えられないのか。

警察職員 B：すでに、文書で回答済みなので、答えられません。

よって、今回の情報開示請求は、「文書で回答済み」の文書を請求する内容です。

愛知県情報公開条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく開示請求に関する文書は除く。